

## 文化芸術振興についての御意見

小田 豊	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
加藤 種男	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
後藤 和子	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
酒井 忠康	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
佐々木丞平	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
里中満智子	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	8
鈴木 康友	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
高萩 宏	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	11
堤 剛	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
富山 清琴	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	13
西村 幸夫	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	14
浜野 保樹	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
増田 勝彦	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	16
吉本 光宏	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
山脇 晴子	委員	・・・・・・・・・・・・・・・・	18

## ○国が施策として文化芸術振興を行うことの意義

文化とは、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、人間性を豊かにし、創造力を高め、そして、人を元気にすると共に、他者との共感を通して相手を尊重する気持ちを育むなど、豊かな感受性や人間性を涵養するものであります。

このような「文化」を振興するため、国においては、「文化芸術振興基本法」が制定され、国民の文化芸術の振興に関する総合的な施策を推進するための指針が明らかにされ、地方公共団体の文化施策における役割や責務が明文化されました。

また、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議で決定され、「文化は、最も広くとらえると、人間の自然とのかかわりや風土の中で生まれ、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間の生活にかかわる総体を意味する」との定義がされました。

さらに、文化の中核を成す芸術、伝統芸能、生活文化、国民娯楽、文化財などの文化芸術は、すべての人々がゆとりと潤いのある、心豊かな生活を実現していく上で必要不可欠であると定められています。

以上のことを踏まえて、地方公共団体では、市民の一人ひとりが心豊かな生活を実現して行くために、個人、サークル、団体、行政などが、それぞれが自ら文化芸術の担い手であることを認識し行動できるよう、相互に連携協力して、地域における文化芸術の振興を推進していく必要があると考えているところでございます。

また、京都府においては平成 23 年に第 26 回国民文化祭・京都 2011 が開催されるところでありますが、長岡京市は、国民文化祭の機運の醸成並びに小学生の金管バンド、中高生による吹奏楽、さらに市民管弦楽団などの音楽活動による地域創生が根付き、芸術・文化創造活動が花咲くことを目指して、平成 20 年 3 月に長岡京音楽祭実行委員会を設立し、「第 1 回長岡京音楽祭」を開催し、第 2 回目の今年度はプロの演奏会に中学校の吹奏楽を新たに加え、演奏会を開催したところでございます。

特に、この音楽祭の「オペラ」公演については、文化庁の地域文化振興施策の「文化芸術による創造のまち」支援事業の補助を受け、開催しており、この補助が平成 21 年度限りと決定されたとのことでありますが、本市としては、平成 22 年度以降もこの「オペラ」の公演を既に計画しており、国民文化祭の気運醸成や音楽活動による地域創生にも影響が及ぶことなど、やっとの思いと関係者の並々ならぬ努力と熱意で地域文化振興を盛り上げてきたところであり、是非、これを続け発展させていく国民の文化芸術の振興施策の推進を願うところです。

## ○ 長岡京市における文化芸術振興のための重点施策

長岡京市は、菅原道真ゆかりの長岡天満宮、紅葉で名高い光明寺、牡丹の名所の乙訓寺、細川ガラシャゆかりの勝竜寺城公園など、数多くの名所・旧跡に恵まれています。

長岡京市が第 3 次総合計画第 2 期基本計画において展開している「文化の振興・文化財保護」につきましては、そのような歴史的資産を活用し、以下の 4 つの重点施策を中

心に取り組んでいるところでございます。

#### **（１）市民の文化芸術活動の発表の場を確保する。**

400名定員の市民ホールをもつ「長岡京市立中央公民館」、固定席数1,000名収容で演劇、講演会等に利用されている「京都府長岡京記念文化会館」、さらにはＪＲ長岡京駅西口に平成17年にオープンした「長岡京市立総合交流センター」など、長岡京市は、発表の場としての施設の整備に努めてまいりました。

#### **（２）文化団体の活動を支援し、市民の幅広い文化芸術活動を振興する。**

アマチュアサークルの活動及び発表の場である「乙訓文化芸術祭」への事業負担金の支援、「市民文化まつり」などを自主運営している「長岡京市文化協会」に対する補助支援、「長岡京音楽祭」への一部団体の出演支援など、長岡京市は、文化団体の自主自立を促進する支援を続けてまいりました。

#### **（３）市内にある貴重な文化財を保存・活用し、市民のふるさと意識を醸成する。**

長岡京市は、784年に桓武天皇が平城京から移した都「長岡京」が置かれたところです。いにしへの都の地にふさわしく、国登録有形文化財である石田家、佐藤家、そして中野家、河合家（両家については登録申請中）など歴史的な建造物も数多く存在します。また、恵解山（いげのやま）古墳の整備事業については、講演会に約250名の市民が参加するなど、発掘調査関連行事に市民が参加することにより、市民のふるさと意識の向上が期待されるところであります。

さらに、「長岡京ガラシャ祭」も、細川ガラシャが勝竜寺城で幸せな新婚時代を送ったという歴史的事実に基づき、市民まつりとして、毎年11月に盛大に行われています。

#### **（４）文化芸術振興を、文化発信、観光振興との相乗効果でとらえる。**

現在の長岡京市においては、世界的なヴァイオリニストである森悠子氏を音楽監督とし、平成9年に長岡京市で結成された「長岡京室内アンサンブル」が国際的にも高い評価を受けて、演奏活動をされています。その世界的な演奏活動による、「長岡京」という文化的イメージのPR効果は絶大なものがあります。

さらに、森悠子氏のほか、京都出身の現在ヨーロッパで活躍中の音楽監督阪哲朗氏にもご協力をいただき、本市では平成20年度から、「長岡京音楽祭」を開催しております。特に、中学生の吹奏楽は京都府内でも優秀な評価をいただくなど、「音楽のまち・長岡京」として、音楽活動による地域創生が根付き、芸術・文化創造活動が身近に感じられ、その文化発信効果は高いと考えられます。

そういった文化的土壌を基盤とし、本市は、平成23年に京都で開催される「国民文化祭」において、「オーケストラの祭典」と「洋舞フェスティバル・クラシックバレエ」の会場となるところであります。

素晴らしい文化があるところに、人は魅了され、訪れるものです。古代から現代までの文化資産に満ちた、長岡京市に多数の方がお越しになり、文化交流と観光振興が図られることを期待するものであります。

## 加藤種男委員

### 1. (基本的な姿勢について) 国が文化芸術振興の中心になることへの疑念

「民」が主導する「新たな公共」の樹立を提唱し続けてきた立場から言うと、国が文化芸術振興の中心になることには、少なからず疑念がある。文化芸術振興は「新たな公共」の重要な柱であり、civil society (市民社会) の確立に不可欠であり、したがってその振興は「民」が中心となるべきでものとする。

国の役割は、「民から民への資源の流れ」を助長する制度設計に当たることである。

文化芸術の振興がひとつには地域の振興と結びつき、またひとつには東アジアにおける日本のプレゼンスを確立するための重要な柱と位置づけ、この二つの観点から文化芸術振興の制度設計をはかり、予算を確保し、その実際の運営については「民」にすべて委託することが必要である。

### 2. (制度設計その1) 寄付金税制の飛躍的な拡充

公益法人改革における寄付金税制の拡充は、「民から民への資金の流れ」を作り出す上で大きな前進であると評価もされ、期待もされている。しかし、「認定基準」のハードルが実質的に極めて高く、速やかに改革の実を促進が必要である。これは、認定NPO制度を含めたいくつかの税制の改革とともに速やかに促進すべきである。

### 3. (制度設計その2) 地域振興を促進する文化芸術振興

企業メセナ協議会は、その政策提言「ニュー・コンパクト」の中で、地域再生の切り札として文化への集中投資を提唱し、その振興ビジョンとして「コンパクト経済」「コンパクト社会」を提案して、大きな反響を呼んでいる。その実現のために、地域資源を発掘活用し「地域文化振興拠点形成」のための制度設計を求めたい。これは既存の文化施設の活性化を目指す、いわゆる「劇場法」と並ぶ車の両輪となるべきである。何より重要なのは、すべてが「創造的」になることであって、地域の「自然と文化」に新たな価値創造をし、観光と産業を発展させていく必要がある。

### 4. (制度設計その3) 国際的文化発信

日本の「文化」創造力に対する海外の関心が極めて高い。伝統的な文化にとどまらず、むしろ新しい芸術文化創造の力が日本の民間にはある。食を含めた生活文化の技術とデザイン力や多岐にわたる新たな表現が含まれる。これらを再評価し、価値創造を発信する多様な国際フェスティバル等の支援制度が必要である。

### 5. (制度設計その4) 助成制度の抜本改革と基金等の民営化

文化振興のための独立行政法人から基金を引き上げるのではなく、運営を完全に民営化すべきである。また、投資という考え方を持って欲しい。芸術文化の創造には、企業活動に習って言えば、研究開発や製造にこそ多くの資金が必要になる。現在の助成金のあり方は、その結果の「公演や展示」への助成だけを対象としているが、これでは文化は育たない。「赤字補填」や「1/2助成」などは、現場に無知なものの発想である。

投資をして、その結果を広く社会が受けられるような、目標設定をするべきである。

#### 6. 政策立案、プログラム開発を含めて、総合的に専門家の登用をはかること

国及び地方自治体の文化政策を担う部門の権限をもった地位に専門家を配置するべきである。あわせて、国公立の文化施設、文化財団、文化機関の代表者及び事業の責任者は、すべて民間の専門家を充てるべきであり、いかなる意味でも天下りは全廃すべきである。

## 後藤和子委員

### 1, 国が政策として文化芸術振興を行う意義

分権化の進んだ国（例えば、スウェーデン）においても、国の文化政策は重要な役割を果たしている。首都ストックホルムでは、アーティストや文化団体が、市、県、国の支援を重複的に使っている。都市は、都市空間と結びついた都市政策として文化政策を展開することができるが、アーティストや文化団体への支援は、国と地方自治体の両方が行っても差し支えないと思われる。文化支援の根拠は、経済学的には資源配分の効率性、外部性、公平性の観点から示すことができる。このうち、国のみができるのは、公平性や再分配の観点からの支援であろう。地域間格差の縮小や文化へのアクセスの保障がそれに当たる。また、**アーティストの教育や育成、社会保障**も国の役割であろう。世界から才能あるアーティストが集まるような教育や育成、そして社会保障の仕組みを作るのは、重要な課題であろう。

### 2, **クリエイティブ産業等、新分野に対応する政策手段**の研究を

上に述べたのは、主に補助金に関わることである。しかし、文化政策の政策手段には、補助金のみでなく、法による規制や税制による間接支援もある。文化芸術に関わる法は自治体でもつくりすることができる（文化芸術振興条例や景観条例等）が、文化財の保護に関する法整備や著作権等は、国の役割である。法的な手段で行える政策について、再考することも必要かもしれない。

特に、クリエイティブ産業におけるクリエイターへの収益配分が極端に少ない等、**契約をめぐるソフトローの整備を研究してみる**必要があるのではないか。アニメーターの年収が100万円という現状を変えるには契約関係を変えるしかないが、それができるのは国しかない。

また、**税制**に関しては、現在は文化財関係が多いが、文化芸術振興やクリエイティブ産業振興等に関しても税制による支援が考えられる。補助金と異なる税制の特徴は、市民や民間の資金を引き出しつつ国が支援できることである。文化を支える市民社会の仕組みとして、税制による新たな支援を検討する必要があるのではないか。

### 3, 更なる文化発信を

日本の伝統文化（有形・無形）や文化財政策は世界に誇れるものである。特に無形文化財や無形文化財政策は、アジア諸国に発信する意義は大きいと思う。文化発信と交流については国際交流基金と協力しつつ、共同制作等も含めて支援する必要があると思う。**文化多様性に関して貢献**することができるのではないだろうか。

## 酒井忠康委員

開かれた美術館としてのさまざまな試みをしてきた結果、公立美術館は、多くの美術愛好家に恵まれ、各種学校などとの連携をとることによって、教育的な役割も果たしてきました。が学芸員の不足はもとよりですが、研究機関としての充実もはからなくてはなりません。

これは、公立美術館に場をもつ一人としての発言ですが、要するに人材の育成を大事に考えてほしいと思っています。

## 佐々木丞平委員

我々は国の文化のことを考える時、視線が内向きになればなるほど、あれもしたいこれもありたい、ああでなければならない、こうでなければならないと、多岐にわたるものを望もうとするが、それで却って文化国家を目指す大きな方向性が見えにくくなるようにも思われる。そうした時、視線を一度外に向け、様々な国や地域における様々な体験の中から、文化とは何か、文化の香りのその要素とは何かを考える必要もある。

勿論、国土が美しい、華やかな文化施設が充実している、様々な文化活動が活発で目白押しである、といったことは大きな要素ではあろうが、真に文化の香りを感じるのは、例えば次のような、実はもっと核心の部分であるように思われる。

(1) 国民の「モラル」意識がしっかりしている。

(2) 国民の「ナショナルアイデンティティー」への意識が明確である。

(3) 「文化施策」が国の諸施策全体の中で良い調和とバランスを保っている。

文化の成熟した国や地域を考えると、この3点の枠組みがしっかりしているように思える。

「モラル」への認識の有無は一国の文化を問題にする時の正に入り口であるといっても過言ではない。モラルの希薄な国や地域に足を踏み入れた時に、果たして心の安定や充実感を得ることが出来るであろうか。文化国家であるといえるかどうか、文化的地域であるといえるかどうかは、そこに生活している人々の、このモラルの問題と深く結びついているともいえる。

「ナショナルアイデンティティー」の問題は、グローバル化の時代であればあるほど大きな意味を持っている訳で、いわば世界文化の中で埋没してしまわないためにも、明確な旗印を立てるようなものである。ナショナルアイデンティティーは過去（伝統文化）と未来（新たな文化）を繋ぐニューロンのようなもので、一国の文化形成の核心的な部分である。伝統文化に根ざして形成され、常にその刺激を受けながら新たな文化形成に向かう、その橋渡し役を担うわけで、一国の文化形成の最も重要な部分であり、このナショナルアイデンティティを媒介として過去と未来が連続していることが重要と思われる。

「文化施策」は国を守ること（防衛）と同じくらい国の施策の中でも重要であるが、突出し過ぎてもいけない、へこみすぎてもいけない、丁度良いバランスというものがあるはずである。富める時代には富める時代の、貧しい時代には貧しい時代それなりの調和とバランスがあるはずである。その調和とバランスを見極め、その程良いバランスが持続しているところに高度で成熟した文化国家の姿があるように思える。

上記3点は文化国家を、あるいは個々の文化芸術の振興を云々する際の基本的枠組みであろうと思われる。そしてこの基本的枠組みが明確になった時、個々の文化芸術の振興も進展していくものと思われる。

## 里中満智子委員

- 文化芸術分野は感情に訴える部分が大きく、そのため「その民族、国の価値観への理解と共感」が得られる。
- 日本文化への理解が進んでいる今、もっと積極的に文化発信に取り組む事が将来にわたって日本への理解に繋がる。
- マンガ、アニメの分野は、今おびただしい違法コピーによる経済的損失を被っている。違法コピーと知っていながらそれらを手に入れていえる海外の若者達の中には「日本の情報が少ないから、違法で見るしかない。」という言い訳をする者が多くいる。

### 具体策

- 1) 日本から情報発信をするサイトが必要。  
資料館としての機能をも備えて、日本のマンガ、アニメの歴史を見せる  
(近隣国では、日本がそういう発信をしないので、アジアにおける拠点としてのミュージアムを建設し、世界に向けて「アジアンテイストのマンガの発祥地」としてPRと海外への売り込みをかけている。  
◎ 資料館はナビゲーターとしての機能もあわせ持ち、そこから日本各地のマンガ関連施設や出版社のマンガ発信サイトにたどり着く事が出来るようにする。  
それにより「20世紀に誕生した新しいマンガを生み出したのは日本である」という認識を定着させ、「違法コピーではない、正式な手法で作品を知る」機会を作る。
  - 2) 海外の主な都市に常設の日本文化発信センターを設け、そこで「各分野の情報を得る」と同時に、可能な限りの本、DVD、フィギュア、等の関連商品も販売する。  
また、日本国内でのイベント情報も流し、日本への観光客増加につなげる。
- ※ 文化芸術分野に限らず、食品や生活用品など日本製品の価値の高さを示す物品の紹介と入手方法の案内も出来ればいい。  
これで「売り上げ」に繋がる事もあるが、売る事よりも「日本の実力」のアピールの場として存在出来ればいい。

## 鈴木康友委員

### ○ 文化と文化政策について

社会全体が閉塞感に包まれているなかで、芸術文化はさまざまな分野に活力や創造性を与え、政策的な重要度もますます大きくなると感じている。

文化はその固有の価値とともに、社会基盤の形成や産業活動の発展に対しても大きな役割を持つ。したがって文化活動の発信・育成支援は日本のさらなる発展を促進するものとする。

浜松市においては平成20年度策定した「浜松市文化振興ビジョン」のなかで、文化振興は都市の新しい力を生み出すための重要な政策と位置づけている。

### ○ 浜松市の取組み

#### ・「楽器のまち」から「音楽の都」へ

浜松市は楽器産業の集積を背景にさまざまな音楽文化がある。地域から世界に発信する浜松国際ピアノコンクールは7回を数え、また市民力を存分に引き出した音楽事業「やらまいかミュージックフェスティバル」が自主的に実施されるなど、音楽を通じて市をあげた取組みをしている。

#### ・創造都市に向けて

文化の多様性を活かした事業を市民が主体となって進めることで、市民の創造性を高め、さらには地域産業を刺激して、文化が都市の活力を生む「創造都市」を目指していく。

これまでの音楽分野での実績をもとに国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)で実施されている創造都市ネットワークへの加盟を図る。

#### ・都市間交流

都市のもつ地域資源をさらにまちづくりに活かすため、札幌市と音楽文化を通じた都市交流宣言を行い、事業の相互乗り入れやシンポジウムなどを実施している。

#### ・豊かな自然のなかで育まれた特色ある伝統文化

合併により指定文化財が72点から425点に増加した。

県域を越えた広域連携（愛知県の東三河地域、静岡県遠州地域、長野県南信州地域からなる三遠南信地域）により地域の伝統芸能を守っていく。

### ○ 今後について

行政だけでなく、市民や企業を含めたさまざまな主体と協働して文化的課題に取り組む政策が実施されることが望ましい。

政策や事業の選択と集中、民間もしくは新たな社会関係資本による事業は一層検討

していく必要がある。

また地方主権が進むなかで、これまで以上に都市間交流のネットワークづくりが重要となり、国と基礎自治体間の連携強化が求められてくるだろう。

都市と地域の活性化は日本全体の活性化につながるという考え方を強調しておきたい。

## 高萩宏委員

首相の所信表明演説において「文化」と云う言葉が多く使われ、「文化」「生き方」が重要な時代になりつつあるこの時期の「文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定」に関しては、その根拠においても、方法論においても、従来の流れを踏襲するというより、新しい大胆な提案により、日本における文化芸術のあり方への国民の関心を広く呼び起こすものでありたい。「芸術家支援」に偏りがちだった従来の文化芸術振興から「社会にとって意味のある芸術活動の振興へ」の転換点として強く打ち出したい。

・まず、国の関与に関して。政治、経済において、グローバル化、インターナショナル化の速度、国際的な関わりの深さは増しているが、日本国内においてそれが個々人の生活においてははっきりと分かる形になってきていない。そのことは、極東の島国においてほとんどのメディアが日本語のみによって成り立っていることから明らかである。世界は文化相対化（文化の相互理解、相互尊敬）の時代を迎えつつある。まず東アジア文化圏の中で、さらに世界の中で、日本文化の独自性・豊かさ・その可能性を示し、日本文化の存在感を示すことが、日本が21世紀を豊かに尊敬を集めつつ政治・経済分野においても生き抜く唯一の道であることを明らかにしたい。

成長過程にある子供のころから、自らの文化の特徴を理解し、それを表現して相手の理解を求め、また、相手の文化を尊重することを学ぶことから、政治的、経済的な交渉も前向きにすすんでいくものと思われる。

そこで、国内の文化芸術の振興に関して、日本が誇る豊かな文化芸術の特徴を表現し、また、その可能性を広げる活動を国は積極的に推進すべきものと思われる。直接的には国立の施設、国立の組織による関与が考えられるが、地域的な広がり・専門性などを考慮し、地域の自治体と協力して振興の役割を分担する必要がある。

さらに、文化芸術に関する人材育成に関しては、芸術系大学などの高等教育機関と協力するとともに、劇場などの具体的な設備を持つ施設とも連携していくことが望まれる。特に舞台芸術に関しては、国立の芸術大学に専門コースを持っていないため、早急な改善が望まれる。

・次に重点施策のあり方。具体的な施策の進め方について、国においては、官僚組織と一線を画した芸術評議会などの設置、また、地方においても、道州制を先取りした広域圏における地方芸術評議会の設置による施策の進め方を提案したい。

公共の文化施設において、地方と国の役割分担を明確にし、地方が事業・建物まで責任を持つ施設、作品の提供・ネットワークに関して国が関与する施設、創造・人材育成など国が本来進めるべき事業を肩代わりする可能性のある施設などに区別する必要がある。その場合、地域に設置する芸術評議会がその存在する地域におけるそれらの施設の区別に関与すべきである。

## 堤剛委員

私はこれからの世界の中での日本という国の在るべき姿を考える時、それは世界という大きなコミュニティーの一員であり、それも大事な、色々な分野でリーダーシップを発揮出来る一員であるべきだと考えます。これから全世界的にも人間としての生活環境の向上が重要視されると思いますが、そこで我々日本人が貢献出来ること大であるのが、我々が既に備え、これからも磨き上げていくであろう「少数精鋭」「量より質」の体質であると思います。この二つはそれぞれが深い内容を持っていて初めて可能になるものです。そしてその内容の充実を計る尺度となるのが文化であり芸術であるのです。そういう意味でも文化・芸術の充実がとても大事な意味を持ち、究極的には内から発する大きな国力となるでしょう。勿論其処には此方から外に向けて情報発信を行うだけでなく、外からも多くの事を取り入れ私達の生活をより豊かにしていくことが望まれます。私自身東京生まれですし、東京の持つ文化度の高さ、バイタリティー、魅力の数々は、日本の首都であるからと言うだけでなく、やはり独特の素晴らしさを持っておりそれは海外の有数の大都市と較べて何の遜色も御座いません。ですけれど現在は余りに多くのものが東京に一極集中していないでしょうか。私は文化面だけでなく、政治的、経済的な面を含めてもっともっと東京以外の都市が栄える事によってますます日本という国が充実し、環境的にも恵まれ、皆が生活をフルにエンジョイ出来るようになると信じております。それは米国の例を見ましても確かにニューヨークが中心的なリーダーの役割を果たしておりますが、其処にはシカゴがあり、ボストンがあり、ロスアンジェルスがある、と言う事によって国全体の活力の源となっております。私としてはこの観点から芸術面での全国的充実度を増すべくその方策を探し、実現に向けて努力し、実際に行動するような流れを考えてみたいと思います。

## 富山清琴委員

近年の我が国は、グローバル化による新興国の追い上げにより、次第に苦しい環境に追い込まれつつあります。今後、日本が発展していくためには、超ハイテク技術の活用や、日本独自の文化力を活かすことが不可欠となり、そのためにも、国が文化芸術振興を行うことはどうしても必要なことと考えております。

ヨーロッパ諸国にて演奏活動をして参りましたが、各国の文化振興に対する助成は、我が国とは桁違いに手厚いものであると痛感いたしました。昭和53年にパリの秋のフェスティバルに招聘され、演奏いたしました。これはパリ市が行うジャパーンイヤーの一つの企画に過ぎませんでした。にもかかわらず、ルーブル美術館の中に仮設舞台を作り、最初の一週間は文楽、次の一週間は私ども地歌箏曲、その次は琵琶で、最後が神楽というような内容となっております。全ての費用は国の助成を受けたパリ市の予算からであると聞き、大変驚いた次第です。他国の芸術にこれだけの予算がつくのですから、自国の文化芸術にどれ程の助成を行っているのだろうかと思ひました。我が国も、より一層自国の文化芸術のための予算を増やしていくべきであると存じております。

## 西村幸夫委員

「文化庁には文化財行政の本当のプロを育てる仕組みが亡いことが問題だ」  
本当のプロを育てるためには、そのような人事を行う必要が有ります。  
そのためには、文化庁が自立して人事を行うようにしなければ不可能です。  
そのためには、文化庁が文部科学省から独立して、文化省になる必要が有ります。

## 浜野保樹委員

海外発信の問題点：日本国民が是としていないのでは？

2009年BBC影響力調査：日本が他国に良い影響を与えているとするのが19カ国の平均は57%であるのに対し、日本自体は41%と低く認識している。

中国=92%、カナダ=86%、ロシア=82%、フランス=72%、米国=60%

日本国民は海外発信や日本評価の実態を知らされていない。日本人自身が文化に無関心。

総合的にとりくみ、消費されるものから脱却。

総合的体系的なわが国の現代文化を知るには来日するより、フランスのJAPAN EXPOに。

「文化芸術」に位置づけられていないため人材育成やビジネスに不都合。

例：ファッション=被服科、食=家政科

### 文化に関する外交予算順位

順位	総額	万米ドル	国民1人当たり	米ドル
1	フランス	104,916	フランス	17.57
2	イギリス	21,442	カナダ	3.66
3	日本	21,030	イギリス	3.57
4	アメリカ	18,436	スウェーデン	3.51
5	カナダ	11,672	オーストラリア	2.32
6	オーストラリア	4,528	シンガポール	1.67
7	スウェーデン	3,091	日本	1.69
8	オランダ	1,608	オランダ	1.00
9	オーストリア	814	オーストリア	0.99
10	シンガポール	745	アメリカ	0.65

出典：Margaret J. Wyszomirski, Christopher Burgess, and Catherine Peila, 'INTERNATIONAL CULTURAL RELATIONS: A MULTI-COUNTRY COMPARISON', Arts International, and Center for Arts and Culture, 2003

## 増田勝彦委員

芸術文化の活動には、広く他地域、他文化の成果を取り込みまた他地域へ進出しようとする拡張性ととも、自身の歴史に基づいた成果を誇りに思い保持し続けようとする自己保存性が共存していると思います。その考えを元として世間の動きを見てみると、経済を中心とした国際化による芸術文化の拡張性は極めて強く支持されています。

一方、地域の歴史に基づいた芸術文化に関する行動を保存することについては、いささか弱いと感じています。ですから、日本人のアイデンティティーの元となる芸術文化を強化するためには、バランス上、歴史の表現者である伝統文化の保存に対する激励と補助が是非必要だと思われま。

ところが歴史に基づいた芸術文化を支える技術や資材生産、いわゆる有形無形の文化財を取り巻く環境は、経済の国際化、自由化によって極めて厳しい状況に陥っています。

芸術文化を支える様々な品々、装置などは本来自国で生産されていたのですが、原材料を海外に求め、製造を海外に委託して、日本の芸術文化を体現しなくてはならない品々、身体表現などが増加の一途をたどっています。自由な競争を基本とする世界の経済・金融基準による影響です。

政治の独自性、独立性がまもられねばならないように、自国の歴史に基づく芸術文化の独自性を維持するためには、国際的な自由経済活動とは一線を画した、国策が必要なのです。

日本伝統の芸術文化の分野においては、一部慣習的であっても、制限的な経済行為を認める施策をして欲しい。資材生産に対する行政的補助、や寄付行為に対する免税処置などを先ず進めて欲しいのです。

先進国とされている国の中でも、文化財を構成し、また支えている伝統技術が豊富に伝えられている日本でこそ、文化の多様性を維持するための国策の見本を世界に示すべきでしょう。

文化芸術活動の多くが経済的見返りを求めにくい、求めても極めて少額のため、自由競争の中では、活動を維持する事は困難です。国のような国民全体から付託された組織こそが、是等芸術文化活動に対して圧倒的な援助を与えるべきでしょう。

## 吉本光宏委員

### 1. 諮問事項の範囲について

- 文化芸術振興基本法をベースとしつつ、文化芸術を軸にした他分野の政策（教育、福祉、産業振興、まちづくり等）への展開についても議論を行うことで、文化芸術の振興だけにとらわれない「文化立国」を実現するための政策を幅広く議論すべきではないか。

### 2. 第3次基本方針の役割、位置づけについて

- 第3次基本方針では、より具体的な政策、施策案に踏み込んだ基本計画的な役割を持たせることはできないか。各政策・施策の具体的な達成目標、工程表などを織り込むことで、5年間に定期的な実績評価を行い、問題点・課題を抽出した上で、次期基本方針につなげるようなしくみも視野に入れて策定することが望ましい。
- 例えば、第1次、第2次ともに盛り込まれた「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」のすべての施策メニューについて基本計画的なものを策定することが難しいとしても、第2次基本方針で提示された重点事項など、主要な施策だけでもできるだけ具体的な施策まで踏み込んで議論できないか。
- また、「1. 諮問事項の範囲について」にも関連して、第1次、第2次とも、「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」に盛り込まれた項目は、基本法の第8条から第35条に対応する形で、まったく同じ項目でまとめられており、新しい施策を打ち出しにくい構造となっていないか。基本法の項目を基本としつつも、新しい項目や項目間の連携を視野に入れた施策提案なども検討したい。

## 山脇晴子委員

### 国の文化施策について

#### ☆ その意義

文化には大きく言って二つの要素がある。

まずは自発的に誕生し生まれていくもの。言うまでも無くこれが文化の根源的な力である。

しかし、長い歴史、伝統を有し、グローバル化の波に洗われるうちに、自然に任せおくだけではすまない問題が数々出てきた。国が保護しなければ無くなっていく伝統文化、その担い手。国が発信しなければならない日本文化等がその典型だ。

そして何よりも肝に銘じるべきは、もっとも尊敬される国家とは「文化国家」である、ということである。これまでわが国は基本的には「民活」に頼りきり、日本は「文化国家」としてどうあるべきなのか、という国家としてのグランドデザインを描かぬまま歩んできた経緯がある。それゆえ、行き当たりばったりの中身の無い箱物行政や景気等経済状況におおいに左右されることにつながったと考える。

この政権交代は今、日本が「文化国家」としてどうあるべきなのかを考えるいいチャンスとしたい。

#### ☆ 重点施策

##### ・ 美術品の国家補償

旧国立博物館、美術館（現独立行政法人）の特別展（常設展以外）はすべてメディアとの共催で行われ、メディアがすべての経費を持ちリスクを負っている。本来ならば国家プロジェクトといえる美術展をすべてメディアが肩代わりしている状態である。

今、メディア側に重くのしかかっているのが美術展の保険料である。例えば弊社が今年行う「オルセー美術館展」は評価額は1200億円、保険料が3億円でそれは掛け捨てである。同展覧会はキャンベラ、東京、サンフランシスコの世界ツアーの一環であるが、日本とロシア以外の先進国はすべて国家補償がある。

何から何まで経済的な負担を民間に任せておき、国家補償さえ存在しない日本は、文化国家という名に値しないものであろう。

##### ・ 学校の文化教育

アムステルダム国立博物館が行った調査では「小学校以下または小学生のうちに3回以上美術館に行ったことがある子供は生涯にわたって美術館に行く」という結果が出ているという。

パリのルーブル美術館は、学級崩壊のある高校生たちを美術館に行かせ学ばせているうちに立ち直ってきたケースを持っている。

今、ゆとり教育の見直しが言われているが、美術にせよ、音楽にせよ「本物」に触れさせることの大きな意味が忘れ去られようとしている。文科省の学校教育、文化庁の枠を超えて、子供たちに本物に触れさせることをすべきである。具体的には学校にバスを出すことが有効である。校外教育に消極的な学校現場に機会を与えるために、バス代に予算を使って欲しい。

- ・ 美術館、博物館の独立行政法人の見直し

自ら収入をあげても財務省に取り上げられ、年々予算を縮められ、独自の人事権も持たない独法のあり方は、独法がつぶれていく将来を暗示させるものである。海外の独法もよく勉強し、あるべき独法の姿を今一度探るべきである。

- ・ 新国立劇場のあり方

もっとも大きな問題はバレエと考える。大きな予算がつきながら、民間で人気のダンサーやプログラムを国立劇場が採用し、またダンサーの雇用のあり方はひどく中途半端である。税金を注入して行うべきことは何なのか、根本から考えるべきである。